

厚生科学審議会結核部会の設置について

1 設置の趣旨

- 厚生科学審議会令第6条の規定に基づき厚生科学審議会の下に結核部会を設置するものである。

〔 ※平成25年4月1日に感染症分科会が廃止されたことに伴い、厚生科学審議会直下の部会として設置する。 〕

2 審議事項

- 結核の予防及び結核の患者に対する医療に関する重要事項を調査審議すること。
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定により審議会の権限に属させられた事項（結核に係る事項に限る。）を処理すること。

3 庶務

- 結核部会の庶務は、厚生労働省健康局結核感染症課において行う。